

令和元年11月25日

亀井委員

それでは、私からも数点お聞きしたいのですが、資料にもありますように被災住宅耐震性向上事業に係る県、市町村の役割分担について、台風第15号、第19号における住宅再建は、被災者に最も近い市町村の役割が非常に大きいと考えています。

そこで、今回の事業に係る市町村の役割分担を中心に何点かお聞きしますが、資料をいただいたところによりますと、事業の対象は政令市を除くとありますが、除く理由は何ですか。

住宅計画課長

本県の政令市は、ことしの4月に災害救助法に基づく救助実施市の指定を受け、大規模災害時には県の広域調整のもと、救助を主体的に実施することとなっています。

台風第15号の災害の対応に当たり、政令市と調整を行い、災害救助法の適用に準じた体制で住宅再建支援を行うこととしました。政令市の支援や救助は、予算を含め、政令市の判断で行うこととしたところです。

今回の事業についても、政令市のうち同様の事業を横浜市でも検討を進めていますが、支援内容等について県と市で調整して実施することとしています。

亀井委員

政令市も3政令市のうち、財政的に豊かなところもあれば厳しいところもあって、台風第19号ですごく被災したところもあるのですが、それを一緒に考えていくのですか。

住宅計画課長

災害救助法で救助実施市になるというところで、例えばふだんからのお金の積み立てなどを行った上で、国から救助実施市に指定されていますので、もしものときの災害に対して、しっかり耐え得るから、内閣府で救助実施市としての指定がされたということで、財政規模その他も加味した上での救助実施市での取り組みがされていることとして、今回の災害についても、それに準じた形で当然行うものということで調整を進めてきたところです。

亀井委員

相模原市での被災状況を見ると、結構大変だと思ったので単純に聞いてしまったのですが、次の質問です。台風第15号、第19号の被害への支援については、台風第15号においては国2分の1、県2分の1で、第19号においては県が10分の10とのことですが、市町村負担を求めない理由は何かありますか。

住宅計画課長

通常、耐震化に係る国の交付金に対する自治体の負担分については、これまで県と市の協調補助で実施してきました。今回の補助を協調補助で実施した場合、市町村への財政的な負担や補正予算の手続などから、実施が相当におくることが予想されました。そこで、今回の事業は屋根被害など早急に修理を要するものを対象としていることから、市町村の負担を求めず、県のみ負担で

実施することとしました。

亀井委員

県が独自で、市町村負担を求めないという話なのですが、これは後から請求することなども、余力のあるところもあると思うのですが、その辺のところはどうなのですか。

住宅計画課長

この事業に限りましては、特段後から市町村に求める考えはありません。仮に余力があり、市町村がほかに例えば住宅の修理とかで、床の補修などを行いたいということであれば、市町村独自で救済措置や支援金を設けていただきたいと考えています。

亀井委員

最後に今までずっと話をさせていただきましたが、今後、事業を進めるに当たって、県と市町村の役割分担をどのように考えて進めていくのかお聞きします。

住宅計画課長

市町村には金銭的な負担を求めませんが、今回の事業に係る被災者の受付窓口をお願いしたいと考えています。このことにより、罹災証明や生活相談と一体となった対応が可能になると考えます。11月28日に市町村向けの説明会の開催を予定していて、その場で市町村には丁寧に説明していきたいと考えています。

亀井委員

ぜひ、市町村に対しても、しっかりと連携した取り組みを進めていただくことを要望して、質問を終わります。